

別紙 6 （仕様書）

子どもの家の利用許可基準

- 1 子どもの家の利用対象者は、宇都宮市内の小学校に就学している児童であって、その保護者が次の表の左欄に掲げるいずれかの事由に該当することにより、昼間家庭における養育を受けることができないものとする。
- 2 子どもの家の利用期間は、次の表の左欄に掲げる事由ごとに、同表右欄に掲げる期間とする。

事由		利用期間
ア 居宅外労働	子どもの家の開所時間中（以下「放課後等」という。）に居宅外で労働していることにより児童の養育ができない場合	育成支援を必要とする期間
イ 居宅内労働	放課後等に居宅内で家事以外の労働をしていることにより児童の養育ができない場合	育成支援を必要とする期間
ウ 妊娠・出産	妊娠中又は出産後間もない場合	出産予定月の前後 2 か月の期間
エ 疾病・障がい等	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がい有していることにより児童の養育ができない場合	育成支援を必要とする期間
オ 病人の看護・介護等	常時家族等の看護又は介護をしていることにより児童の養育ができない場合	育成支援を必要とする期間
カ 災害復旧	火災や風水害、地震等の災害による家屋の損傷その他の災害復旧により児童の養育ができない場合	当該災害復旧に要する期間
キ 求職	放課後等に求職活動のため外出することを常態としていることにより児童の養育ができない場合	3 か月以内の期間
ク 就学等	知識・技能の習得のために通学をしていることにより児童の養育ができない場合	育成支援を必要とする期間
ケ 虐待等	虐待・DV 又はそれらのおそれがあることにより児童の養育ができない場合	育成支援を必要とする期間
コ その他	前各号に類するものであって教育委員会が特に認めた場合	育成支援を必要とする期間